

— 中山間地域にお住まいの
農業者の方々を支援します —

中山間地域等直接支払制度

第4期対策
(平成27年度～平成31年度)



平成 27 年 4 月

農林水産省



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度から第4期対策（平成27年度～平成31年度）が開始されます。

また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されることとなります。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性に鑑み、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていただきたいと考えております。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
第4期対策のポイント-----	3
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
加算措置もあります-----	5
交付金の返還について-----	6
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	7
手続きの流れ-----	9
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に 関する法律」について-----	10
お問い合わせ先-----	11

[表紙写真]

左上:徳島県美馬市、右上:長野県長野市、左下:長崎県松浦市、右下:宮崎県日南市

中央左上:千葉県鴨川市 中央右上:北海道中富良野町 中央:福岡県うきは市 中央左下:長野県飯島町

中央右下:新潟県十日町市

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地(北海道のみ)
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。

第4期対策のポイント

第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、次のような拡充・強化を行います。

① 農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化します。

～集落活動への女性・若者等の参加を促進～



→ P4「こんな活動をすれば交付を受けられます」の② B要件参照

～複数の集落が連携して行う農業生産活動等の体制づくりを推進～



→ P5「加算措置もあります」の①参照

～超急傾斜地の農用地の保全・活用を支援～



→ P5「加算措置もあります」の②参照

② 集落の活動に取り組みやすいよう交付金返還ルールを見直します。

5年間の農業生産活動の継続ができなくなった場合に、交付金の返還免除となる事由を追加

→ P6「交付金の返還について」参照

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加え②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択してください。

※詳細やご不明な点についてはP. 11のお問い合わせ先にご相談下さい。

農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施。（①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります）

- ①機械・農作業の共同化
- ②高付加価値型農業
- ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積
- ⑤担い手への農作業の委託



【機械の共同利用】



【そばの栽培】



【農家による簡易な整備】

女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施。

- 新規就農者による営農
- 農産物の加工・販売
- 消費・出資の呼び込み



【新規就農の相談】



【ゆずの加工】



【体験農園】

集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

加算措置もあります

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

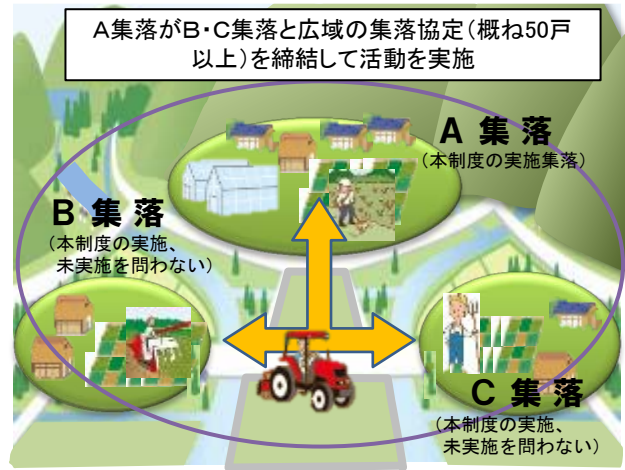
① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算します。

[加算額]

地目にかかわらず
3,000円/10a

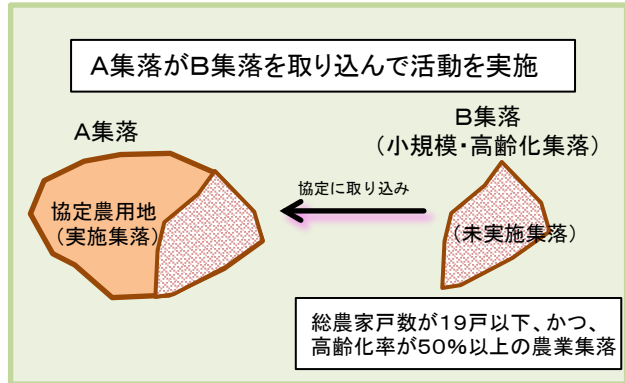


【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

[加算額]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a



② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田: 1/10以上、畑: 20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

[加算額]

田・畑
6,000円/10a



超急傾斜農地(田)

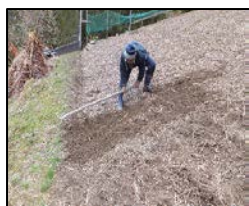


超急傾斜農地(畑)

【対象活動の例】



土壌流出防止



ほ場内の土壌移動



石積み保全活動

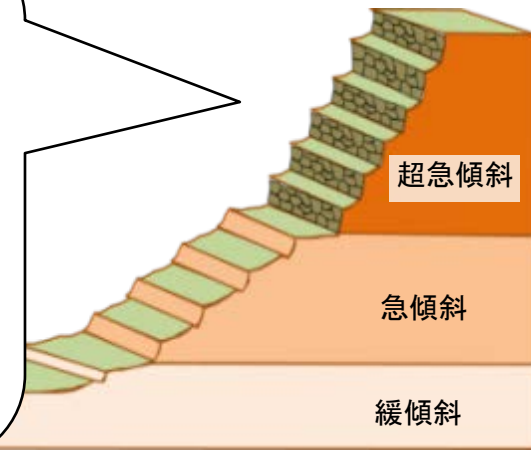


棚田オーナー制度



景観作り

この他にも、地域ごとの色々な取組が対象です。是非、ご相談ください。



※ 上記の加算は、4 ページの②「体制整備のための前向きな活動」を行う場合に取り組むことができます。

交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合（赤文字は第4期対策から追加されるもの）

◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
（その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。）

○ 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくは**その家族の病気その他これらに類する事由**により農業生産活動等の継続が困難な場合

（「集団的かつ持続可能な体制整備」（C要件）に取り組む協定を除く）

○ 自然災害の場合

○ 農業者等が農業用施設を建設する場合

○ 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合

○ **地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設の用地**とする場合

等

◎ 次の場合は、該当する農用地分についての交付金のみを協定の認定年度に遡って返還する必要がありますが、それ以外の協定農用地についての交付金は、返還の対象になりません。

○ 新規就農者、農業後継者**その他の協定に定められた活動に参加する者の住宅用地**とする場合

○ **林業又は水産業関連施設の用地**とする場合

等

※詳細やご不明な点については、P. 11のお問い合わせ先にご相談下さい。

中山間地域の魅力を活かした取組の例

中山間地域ならではのおいしい食べ物

中山間地域では、特色のある様々な農産物やその加工品を生産しています。中山間地域等直接支払は、このような皆さんの地域にある食べ物を販売・製造するための取組にも使われています。



地場農産物を使用した料理



棚田米



きび餅



あかぶの栽培



むねあまの栽培



ミカンのジュース加工

取組事例

ろんでん ひみし
論田集落協定(富山県氷見市)

【以前の状況】

○集落内の農地は傾斜がきつく、点在しており、農業者の高齢化や担い手不足により農地の荒廃が心配。



【協定に基づく取組】

- 平成12年度から本制度に取り組み、集落ぐるみで農道・水路等の管理を実施。
- 協定内の加工グループ「食彩ふるさと」にて、集落でとれたヨモギを使った地域特産の草もちを製造。
- 地域の園児の農業体験を実施。

【効果】

- 農道の舗装や水路の補修等が進み、農業生産のための環境整備が図られている。
- 地域特産物の加工・販売により集落内に活気が生まれ、集落ぐるみでの農業生産の活動継続に寄与。



集落住民による「草もち」の製造



地域の園児による収穫体験

中山間地域ならではの自然・風景

中山間地域には、他では見ることのできない美しい風景や豊かな自然がたくさんあります。中山間地域等直接支払は、このような都市部の人たちにとっても貴重な農村の環境や景観を守るための取組にも使われています。



ながよちょう
長崎県長与町



かみかつちょう
徳島県上勝町



じょうえつし
新潟県上越市



あさひまち
山形県朝日町



さようちょう
兵庫県佐用町



ひたちおおみやし
茨城県常陸大宮市

取組事例

ちよ
千代集落協定（長野県飯田市）
いいだし

【以前の状況】

○地区にある棚田（よこね田んぼ）を地域の重要な農村文化遺産として維持したいが、高齢化により棚田の荒廃が心配。



【協定に基づく取組】

- 平成22年度から本制度に取り組み、耕作放棄しそうな田の再整備、農道の草刈り等により農地を維持管理。
- 都市からの営農支援、体験教育等による多種多様な交流を実施。

【効果】

- 「保全委員会」の設立による棚田保全が始まり、担い手組織を育成。
- 都市住民との交流が活発化。



修学旅行生の田植え体験



よこね田んぼの秋の様子

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、**市町村長が認定**します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30※1
 協定の認定（市町村→集落）期限：7/31※2
 ※1 平成27年度においては8/31
 ※2 平成27年度においては9/30

③ 活動の実施

- 協定に基づき、**活動**を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

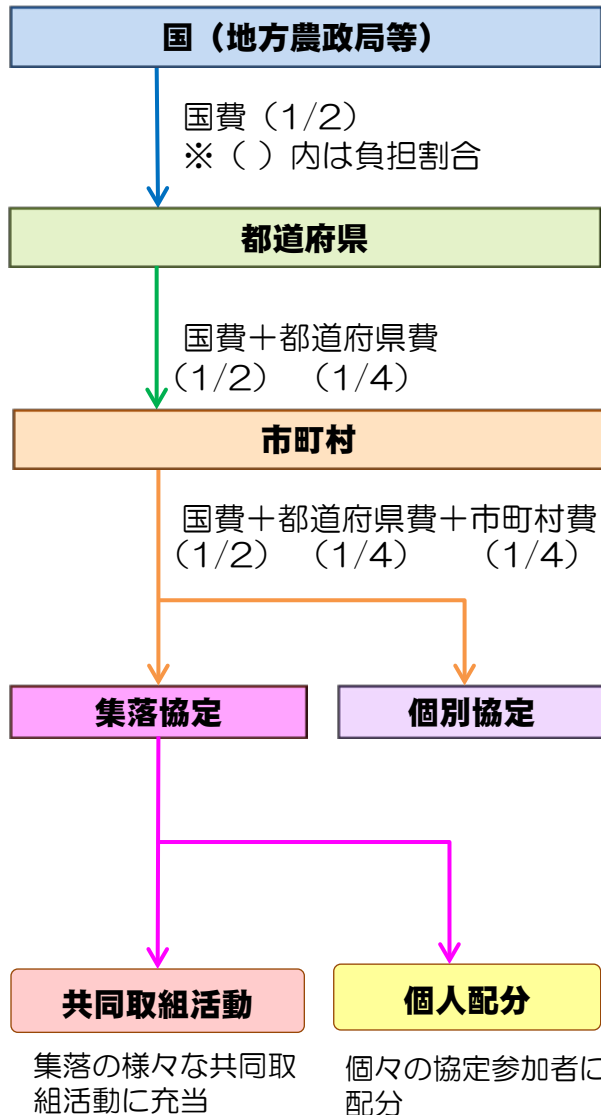
- 市町村**が活動の**実施状況を確認**します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）期限：9/30※
 ※ 平成27年度においては10/31

☆ 交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

交付金交付の流れ



☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行されます。
中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施することとなります。
- 法律に基づく措置となることで、これらの支払について、集落の皆様がこれからも安心して取り組むことができるようになります。

日本型直接支払制度 (中山間地域等直接支払を除く)

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。下記の交付単価は一例です。

(地域や活動内容によって交付単価が異なります。詳細は、P. 11のお問い合わせ先にご確認下さい。)

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

(都府県の田の場合)

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 水路の泥上げや農道の路面維持など | 3,000円/10a |
| ② 植栽やビオトープづくりなどの農村環境活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う次の営農活動を支援します。

- | | | |
|----------|------------|---|
| ① 緑肥の作付け | 8,000円/10a | |
| ② 堆肥の施用 | 4,400円/10a | 等 |



緑肥の作付け

○本パンフレットや中山間地域等直接支払制度に関するお問い合わせは、
農林水産省 農村振興局 中山間地域振興課（TEL 03-3501-8359(直通)）
又は、最寄りの地方農政局等にお気軽にご相談下さい。

○ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
022-263-1111（内線4461）（東北農政局整備部地域整備課）

○ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
長野県、静岡県
048-600-0600（内線3417）（関東農政局整備部地域整備課）

○ 新潟県、富山県、石川県、福井県
076-263-2161（内線3578）（北陸農政局整備部地域整備課）

○ 岐阜県、愛知県、三重県
052-201-7271（内線2681）（東海農政局整備部地域整備課）

○ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
075-451-9161（内線2557）（近畿農政局整備部地域整備課）

○ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、
高知県
086-224-4511（内線2653）（中国四国農政局整備部地域整備課）

○ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
096-211-9111（内線4795）（九州農政局整備部地域整備課）

○ 沖縄県
098-866-0031（内線83342）（沖縄総合事務局農林水産部土地改良課）

○ 北海道
03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局中山間地域振興課）



からつし
[佐賀県唐津市]



ちくまし
[長野県千曲市]



うわじまし
[愛媛県宇和島市]



ひがしそのぎちよう
[長崎県東彼杵町]



みさきちよう
[岡山県美咲町]



しやうどしまちよう
[香川県小豆島町]

農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3501-8359 (直通)

FAX 03-3592-1482

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html